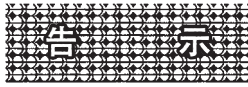


この規則は、平成22年4月1日から施行する。

人事委員会事務局



長野県告示第320号

平成17年長野県告示第91号（長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号）第11条第1項ただし書の規定により口頭により請求することができる記録情報）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行します。

平成22年3月31日

長野県知事 村井 仁

表中保育士試験の項を削り、同表の介護支援専門員実務研修受講

試験の項中 「長野県社会部 長寿福祉課」 を

「長野県健康福祉部 健康長寿課介護支援室」 に改め、同表の歯科技工士試験の項中

「歯科技工士試験」 を 「歯科技工士国家試験」 に、

「長野県衛生部 医療政策課」 を 「長野県健康福祉部 医療推進課」 に改め、同

表の長野県職員（医療関係職員）採用選考考査の項中

「長野県衛生部 病院事業局」 を 「長野県健康福祉部 健康福祉政策課」 に改め、同

表の長野県公衆衛生専門学校入学試験の項中

「科目別得点及び総合得点」 を 「科目別得点、総合得点及び順位」 に改め、同表のクリーニン

グ師試験の項中

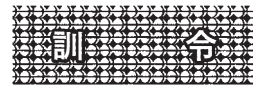
「 ” ” 長野県衛生部 食品・生活衛生課」 を

「科目別得点及び総合得点 ” 長野県健康福祉部 食品・生活衛生課」 に

改め、同表の毒物劇物取扱者試験の項中

「長野県衛生部 薬事管理課」 を 「長野県健康福祉部 薬事管理課」 に改める。

情報公開・私学課



長野県訓令第4号

現地機関

平成22年4月1日以降、会計センターの所長、出納係長又は分室長の職に命ぜられた者は、当該職に命ぜられている期間中、兼ねて出納員に命じられたこととします。

平成22年3月31日

長野県知事 村井 仁

人事課

長野県訓令第5号

本庁内部部局
会計局
現地機関
教育機関
警察署

財務規則第2条に定める所の出納員の任免（昭和39年長野県訓令第28号）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行します。

平成22年3月31日

長野県知事 村井 仁

本則の1中「食肉衛生検査所次長 県立病院事務部次長」を「食肉衛生検査所次長」に、「砂防事務所総務係長」を「須坂建設事務所総務係長 砂防事務所総務係長」に改め、本則の2中「野菜花き試験場北信支場 須坂建設事務所」を「野菜花き試験場北信支場」に改め、本則の3中「青年の家 少年自然の家 県立歴史館」を「県立歴史館」に改める。

人事課

長野県訓令第6号

本庁内部部局
現地機関

職に関する任免（昭和42年長野県訓令第6号）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行します。

平成22年3月31日

長野県知事 村井 仁

本則中「防火管理者」を「防火管理者 防災管理者 自衛消防組織統括管理者」に、「児童福祉司」を「児童福祉司 児童心理司」に、「エネルギー管理員」を「エネルギー管理企画推進者 エネルギー管理員」に改める。

人事課

長野県訓令第7号

本庁内部部局
現地機関

長野県組織規則(昭和44年長野県規則第16号)に定める
本庁内部部局又は現地機関における兼務に関する規程の一
部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行します。

平成22年3月31日

長野県知事 村井 仁

本則の1の表の1の項中

「	社会部	福祉政策課	企画経理係長	を
	衛生部	医療政策課	同	
	環境部	環境政策課	同	
「	健康福祉部	健康福祉政 策課	企画調整係長	に改め、同表の
	環境部	環境政策課	企画経理係長	

2の項を削り、同表中

3	企画部	企画課	課長補佐
	総務部	人事課	同
	社会部	福祉政策課	同
	衛生部	医療政策課	同
	環境部	環境政策課	同
	商工労働部	産業政策課	同
	観光部	観光企画課	総務班長
	農政部	農業政策課	課長補佐
	林務部	森林政策課	同
	建設部	建設政策課	同
会計局	会計課	同	
4	企画部	企画課	課長補佐
	同	同	計画係長
	同	同	担当係長
	同	同	主査及び主任
	同	情報統計課	地域情報化推進 係長
	同	同	電子自治体推進 係長
	同	同	担当係長
	同	同	主査及び主任
	同	情報システ ム推進室	担当係長
	同	同	主査及び主任
	同	人権・男女 共同参画課	人権尊重係長
	同	NPO活動 推進室	課長補佐
	総務部	人事課	課長補佐
	同	同	総務係長
	同	同	人事係長
	同	同	給与係長
	同	同	担当係長
	同	同	主査及び主任
同	職員課	厚生係長	
同	同	担当係長	
同	同	主査及び主任	
同	財政課	課長補佐	
同	同	財政企画係長	

同	同	財政調査係長
同	同	交付税係長
同	同	公債係長
同	情報公開・ 私学課	情報公開・文書 管理係長
同	同	法務係長
同	同	担当係長
同	同	主査及び主任
同	市町村課	課長補佐
同	同	行政係長
同	同	合併支援係長
同	同	地域振興係長
同	同	財政係長
同	同	税制係長
同	行政改革課	課長補佐
同	同	担当係長
同	同	主査及び主任
社会部	長寿福祉課	生きがい係長
衛生部	病院事業局	総務係長
環境部	環境政策課	主査及び主任
商工労働部	産業政策課	企画貿易係長
観光部	観光企画課	担当係長
会計局	会計課	課長補佐

2	企画部	企画課	課長補佐
	総務部	人事課	同
	健康福祉部	健康福祉政 策課	同
	環境部	環境政策課	同
	商工労働部	産業政策課	同
	観光部	観光企画課	総務班長
	農政部	農業政策課	課長補佐
	林務部	森林政策課	同
	建設部	建設政策課	同
	会計局	会計課	同
3	企画部	企画課	課長補佐
	同	同	計画係長
	同	同	担当係長
	同	同	主査及び主任
	同	情報統計課	地域情報化推進 係長
	同	同	電子自治体推進 係長
	同	同	担当係長
	同	同	主査及び主任
	同	情報システ ム推進室	担当係長
	同	同	主査及び主任
	同	人権・男女 共同参画課	人権尊重係長
	同	NPO活動 推進室	課長補佐
総務部	人事課	課長補佐	
同	同	総務係長	
同	同	人事係長	
同	同	給与係長	
同	同	担当係長	
同	同	主査及び主任	
同	職員課	課長補佐	
同	同	厚生係長	

に、

同	同	担当係長
同	同	主査及び主任
同	財政課	課長補佐
同	同	財政企画係長
同	同	財政調査係長
同	同	交付税係長
同	同	公債係長
同	情報公開・私学課	情報公開・文書管理係長
同	同	法務係長
同	同	担当係長
同	同	主査及び主任
同	市町村課	課長補佐
同	同	行政係長
同	同	地域振興係長
同	同	財政係長
同	同	税制係長
同	行政改革課	課長補佐
同	同	担当係長
同	同	主査及び主任
同	総務事務課	総務・支援係長
同	同	担当係長
健康福祉部	健康長寿課	長寿係長
環境部	環境政策課	主査及び主任
商工労働部	産業政策課	企画貿易係長
観光部	観光企画課	担当係長
会計局	会計課	課長補佐

「5」を「4」に、

6	企画部	NPO活動推進室	課長補佐
	社会部	長寿福祉課	生きがい係長
	同	障害福祉課	事業管理係長
	同	こども・家庭福祉課	こども・家庭係長
	衛生部	健康づくり支援課	母子保健係長
	同	同	感染症難病係長
商工労働部	労働雇用課	勤労者支援係長	
農政部	農村振興課	担い手育成係長	
7	総務部	人事課	企画幹
	同	同	課長補佐
	同	同	総務係長
	同	同	人事係長
	同	同	給与係長
	同	同	担当係長
	総務部	行政改革課	課長補佐
	同	同	担当係長
	危機管理部	消防課	課長補佐
	企画部	企画課	同
社会部	福祉政策課	同	
衛生部	医療政策課	同	
環境部	環境政策課	同	
商工労働部	産業政策課	同	
観光部	観光企画課	総務班長	
農政部	農業政策課	課長補佐	
林務部	森林政策課	同	
建設部	建設政策課	同	

を

会計局	会計課	同	
労働委員会事務局		調整総務課長	
5	企画部	NPO活動推進室	課長補佐
	健康福祉部	健康長寿課	長寿係長
	同	同	感染症対策係長
	同	障害者支援課	管理係長
	同	こども・家庭課	こども・母子保健係長
	商工労働部	労働雇用課	勤労者支援係長
	農政部	農村振興課	担い手育成係長
	総務部	人事課	企画幹
	同	同	課長補佐
	同	同	総務係長
同	同	人事係長	
同	同	給与係長	
同	同	担当係長	
総務部	行政改革課	課長補佐	
同	同	担当係長	
6	危機管理部	消防課	課長補佐
	企画部	企画課	同
	健康福祉部	健康福祉政策課	同
	環境部	環境政策課	同
	商工労働部	産業政策課	同
	観光部	観光企画課	総務班長
	農政部	農業政策課	課長補佐
	林務部	森林政策課	同
	建設部	建設政策課	同
	会計局	会計課	同
労働委員会事務局		調整総務課長	

に、

「8」を「7」に、
「9」を「8」に、

10	総務部	情報公開・私学課	情報公開・文書管理係長
	衛生部	健康づくり支援課	健康増進係長
	同	食品・生活衛生課	食品衛生係長
	同	薬事管理課	薬事温泉係長
	商工労働部	経営支援課	金融支援係長
	同	ものづくり振興課	生活産業係長
	観光部	観光企画課	企画調整班長
	農政部	農産物マーケティング室	農業ビジネス係長
	建設部	建築指導課	建築技術係長
	社会部	障害福祉課	障害福祉幹

企画部
消費生活室

社会部

11	同	同	主任福祉専門員	—	子ども・家庭福祉課
----	---	---	---------	---	-----------

を

9	総務部	情報公開・私学課	情報公開・文書管理係長	—	企画部 消費生活室
	健康福祉部	健康長寿課	健康増進係長		
	同	食品・生活衛生課	食品衛生係長		
	同	薬事管理課	薬事温泉係長		
	商工労働部	経営支援課	金融支援係長		
	同	ものづくり振興課	生活産業係長		
	観光部	観光企画課	企画調整班長		
農政部	農産物マーケティング室	農業ビジネス係長			
建設部	建築指導課	建築技術係長			
10	健康福祉部	障害者支援課	自立支援幹事	—	健康福祉部 子ども・家庭課
	同	同	主任自立支援専門員		

に、

12	を	11
13		12
14		13

に、

15	地方事務所	副所長	を
	保健福祉事務所	副所長（保健福祉事務所長が兼ねるものを除く。）	
	建設事務所	次長	

に、

14	地方事務所	副所長	に、
	保健福祉事務所	同	
	建設事務所	次長	

に、

16	を	15
17		16
18		17
19		18

保健福祉事務所長		保健福祉事務所副所長	
保健福祉事務所	副所長（保健福祉事務所長が兼ねるものを除く。）	保健福祉事務所福祉課長 福祉事務所長	

20	保健福祉事務所	総務課長	保健所次長 同 総務課長	—
	保健福祉事務所	健康づくり支援課長	保健所健康づくり支援課長	
	保健福祉事務所	食品・生活衛生課長	保健所食品・生活衛生課長	
	保健福祉事務所	検査課長	保健所検査課長	
	保健福祉事務所 福祉課	社会係長	福祉事務所次長	
同	保健福祉事務所 福祉課	福祉係長	総合リハビリテーションセンター 身体障害者福祉司	
	同	福祉第二係長		

を

19	保健福祉事務所	健康づくり支援課長	保健所健康づくり支援課長	—
	保健福祉事務所	食品・生活衛生課長	保健所食品・生活衛生課長	
	保健福祉事務所	検査課長	保健所検査課長	
	保健福祉事務所	地域保健推進幹事	保健所地域保健推進幹事	
	保健福祉事務所	医監	保健所医監	
	保健福祉事務所	医長	保健所医長	
	保健福祉事務所	医長	保健所医長	
	保健福祉事務所	福祉課長	福祉事務所次長	
	保健福祉事務所 福祉課 同	福祉係長 福祉第二係長	総合リハビリテーションセンター 身体障害者福祉司	
福祉事務所長		保健福祉事務所 総務課長 保健所次長 同 総務課長		

に、

21	を	20
22		21

に改め、同表の23の項を削り、同表中

24	を	22
----	---	----

農業大学校	研修部長	農業大学校農学部副部長	—
農業試験場長		—	農業大学校
果樹試験場長		農業大学校農学部果樹実科研究	

25	野菜花き試験場長	科長 農業大学校農学部野菜花き実科研究科長	—
	畜産試験場長	農業大学校農学部畜産実科研究科長	
	南信農業試験場長	農業大学校農学部南信農業実科研究科長	

を
「

23	農業試験場長	—	農業大学校	—
	果樹試験場長	農業大学校農学部果樹実科研究科長		
	野菜花き試験場長	農業大学校農学部野菜花き実科研究科長		
	畜産試験場長	農業大学校農学部畜産実科研究科長		
	南信農業試験場長	農業大学校農学部南信農業実科研究科長		

に、

26
27

 を

24
25

 に改め、同1の備考中「3、4及び7」

の項」を「2、3及び6の項」に改め、本則の2の表の地方事務所総務事務センターの項を削り、本則の4の表の阿南病院の項及び木曽病院の項を削り、本則の6の表中

農業大学校	野菜花き試験場佐久支場
-------	-------------

を

家畜保健衛生所	地方事務所
---------	-------

に改める。

人 事 課

長野県訓令第8号

本庁内部部局
現 地 機 関

職務に専念する義務の特例に関する訓令（昭和61年3月31日長野県訓令第9号）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行します。

平成22年3月31日

長野県知事 村 井 仁

本則の1の表中

「

リニア中央エクスプレス建設促進長野県協議会

」を

「

リニア中央新幹線建設促進長野県協議会

」に、

「

(財)長野県アイバンク・臓器移植推進協会

」を

「

公益財団法人長野県アイバンク・臓器移植推進協会

」に、

長野県衛生組織連合会	顧問
長野県飼犬管理対策協議会	顧問

を

「

長野県飼犬管理対策協議会	顧問
--------------	----

」に、

「

(財)中部産業活性化センター

」を

「

(財)中部産業・地域活性化センター

」に、

ライフサイエンス研究会	理事
-------------	----

を

信州メディカルシーズ育成拠点事業運営委員会	委員
-----------------------	----

に、

長野県委託訓練生組合	代表
長野県勤労者美術展運営委員会	委員 事務局長

を

長野県委託訓練生組合	代表
------------	----

に、

J A 長野県振興委員会	副委員長 委員
J A 長野県組織整備委員会	副委員長 委員
長野県共済農協連資金運用委員会	委員
長野県農協功労者顕彰審査委員会	委員
J A 長野県経営共済委員会	委員 幹事
長野県農協職員資格認証委員会	副委員長
J A 長野県電算委員会	委員

を

J A 長野県経営共済委員会	委員 幹事
----------------	-------

に、

J A 長野県健康管理委員会	副委員長 委員 幹事
信州農産物PR協会	副会長 理事

を

信州農産物PR協会	副会長 理事
-----------	--------

に、

長野県埋設農薬処理対策協議会	会長 委員 事務局長
長野県薬用作物振興協議会	会長 副会長

を

長野県埋設農薬処理対策協議会	会長 委員 事務局長
----------------	------------

に、

(社) 全国鶏卵価格安定基金	評議員
長野県養蚕産地育成協議会	会長 副会長
長野県蚕糸振興協議会	会長 委員 監事

を

(社) 全国鶏卵価格安定基金	評議員
----------------	-----

に、

長野県農業信用基金協会	副会長 理事 監事
(財) 長野県農業開発公社	副理事長 参与
長野県農林漁業資金連絡協議会	会長 委員
J A 長野県金融事業競進会審査委員会	委員

を

長野県農業信用基金協会	理事
(財) 長野県農業開発公社	理事長 参与

に、

(財) 長野県建設技術センター	理事 監事
-----------------	-------

を

(財) 長野県建設技術センター	理事 監事 評議員
-----------------	-----------

に、

(財) 長野県建築住宅センター	を
-----------------	---

「一般財団法人長野県建築住宅センター」に改め、同表に次の

ように加える。

(財) 長野県学校科学教育奨励基金	監事
-------------------	----

本則の2の表中 「理事 顧問 会員 参与 委員」を

理事 会員 参与	に、
----------	----

地区果樹振興連絡協議会	顧問
地方畜産振興会	顧問

地方畜産振興会	顧問
---------	----

める。

本則の3の表中 「副会長 理事 顧問 参与 委員」を

副会長 理事 会員 参与	に改める。
--------------	-------

本則5の表中

長野県土地開発公社支所	支所長
信州まつもと空港利用促進協議会	幹事

を

信州まつもと空港利用促進協議会	幹事
-----------------	----

に、

常任理事 顧問	を 「参与」 に、
---------	-----------

ライフサイエンス研究会	理事
-------------	----

を

信州メディカルシーズ育成拠点事業運営委員会	委員
-----------------------	----

に、

地区職業訓練協会	理事
松本職業能力開発促進センター	委員

を

地区職業訓練協会	理事
----------	----

に、

A R E C プラザ	副会長
(財) 上田市地域振興事業団	上田創造館利用促進運営委員

を

A R E C プラザ	副会長
-------------	-----

に、

(財) 長野県果樹研究会	顧問
長野県薬用作物振興協議会	委員
長野県養蚕産地育成協議会	会員
長野県園芸作物生産振興協議会	委員

を

(財) 長野県果樹研究会	顧問
--------------	----

に改める。

人事課

長野県訓令第9号

本庁内部部局
現地機関
企業出納員の任免(昭和58年長野県訓令11号)は、平成
22年3月31日限り、廃止します。

平成22年3月31日

長野県知事 村井 仁

人事課

長野県訓令第10号

本庁内部部局
現地機関

長野県公印規程（昭和31年長野県訓令第29号）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行します。

平成22年3月31日

長野県知事 村井 仁

別表中「福祉政策課長
医療政策課長」を「健康福祉政策課長」に改め、

衛生部病院事業局長印	病院事業局次長	方24	長野県 衛生部 病院事業 局長印
本庁内部部局の課(室)印	本庁内部部局の課(室)長	方36	長野県 何々部 何々課(室)

を

本庁内部部局の課(室)印	本庁内部部局の課(室)長	方36	長野県 何々部 何々課(室)
--------------	--------------	-----	----------------------

に改める。

情報公開・私学課

長野県訓令第11号

本庁内部部局
現地機関

長野県文書規程（昭和44年長野県訓令第2号）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行します。

平成22年3月31日

長野県知事 村井 仁

第2条第3号中「病院事業局並びに」を削り、同条第4号及び第7号中「(病院事業局にあっては、局長の指定する次長)」を削り、同条中第21号を第22号とし、第10号から第20号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 文書主管課 情報公開・私学課をいう。

第43条第1項第2号中「別表第5に掲げる」を「文書主管課に発送棚が備え付けられている」に、「同表に掲げる」を「当該」に改める。

第44条中「決裁」を「起案」に、「ものとする」を「ことができる」に改める。

第55条第5項中「文書管理システムにより」を削る。

第58条第1項中「指定した」を削り、「文書管理システムに登録」を「指定」に改め、同条第2項を同条第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 主管課長又は主務課長は、前項の規定により指定された文書庫の書架等の番号を文書管理システムに登録しなければならない。
第60条第3項中「第58条第2項」を「第58条第3項」に改める。
別表第1の1中

組織規則の課又は室によって分類する。	0の数字を用いる。
--------------------	-----------

を

組織規則の規定に基づく係の設置に関する規程（平成20年長野県訓令第9号。以下「係の設置に関する規程」という。）の係又は組織規則の班（係又は班を置かない場合は組織規則の課又は室）によって分類する。	0から999までの数字を用いる。
---	------------------

に、「9までの数字（11以上36以下の分類を行う場合にあってはAからZまでのアルファベット、36を超える分類を行う場合にあってはaからzまでのアルファベット）」を「999までの数字」に改め、同2の(1)中

組織規則の課によって分類する。	0の数字を用いる。
-----------------	-----------

を

係の設置に関する規程の係（係を置かない場合は組織規則の課）によって分類する。	0から999までの数字を用いる。
--	------------------

に、「9までの数字（11以上36以下の分類を行う場合にあってはAからZまでのアルファベット、36を超える分類を行う場合にあってはaからzまでのアルファベット）」を「999までの数字」に改め、同2の(2)中

組織規則の機関（工業技術総合センターの部門にあっては部門）によって分類する。	0の数字を用いる。
--	-----------

を

組織規則の部若しくは課又は係の設置に関する規程の係（部、課又は係を置かない場合は組織規則の機関）によって分類する。	0から999までの数字を用いる。
---	------------------

に、「9までの数字（11以上36以下の分類を行う場合にあってはAからZまでのアルファベット、36を超える分類を行う場合にあってはaからzまでのアルファベット）」を「999までの数字」に改める。

別表第3の1の総務部の項中

行政改革課	行	を
-------	---	---

行政改革課 行政改革課地方税共同化準備室	行 行地	に改め、
-------------------------	---------	------

同1の社会部の項を次のように改める。

健康福祉部	健康福祉政策課 健康福祉政策課県立病院機構連携室 医療推進課 医療推進課医師確保対策室 地域福祉課 地域福祉課福祉監査室 健康長寿課 健康長寿課介護支援室	健福祉 健福祉 医 医確 地福祉 地福祉 健長 健長介
-------	--	--

障害者支援課 こども・家庭課 食品・生活衛生課 薬事管理課	障 こ家 食生 業
--	--------------------

別表第3の1の衛生部の項を削り、同1の商工労働部の項中

「人材育成課 人材」を

「人材育成課 人材
人材育成課技能五輪・アビリンピック室 人材五」に改め、

佐久総務事務センター 上小総務事務センター 諏訪総務事務センター 上伊那総務事務センター 下伊那総務事務センター 木曾総務事務センター 松本総務事務センター 北安曇総務事務センター 長野総務事務センター 北信総務事務センター 消防学校	佐総 上小総 諏総 上伊総 下伊総 木総 松総 北安総 長総 北信総 消学	を
---	---	---

「消防学校 消学」に、

公衆衛生専門学校 須坂病院 駒ヶ根病院 阿南病院 木曾病院 こども病院 阿南介護老人保健施設 木曾介護老人保健施設	公衛 須病 駒病 阿病 木病 こ病 阿介 木介	を
--	--	---

「公衆衛生専門学校 公衛」に、

長野創業支援センター 岡谷創業支援センター 松本創業支援センター	長創 岡創 松創	を
--	----------------	---

「創業支援センター 創」に、

北信会計センター 佐久高速道事務所	北会 佐高	を
----------------------	----------	---

「北信会計センター 北会」に改める。

別表第5を削る。

様式第1号の備考の1を削り、同備考の2を同備考の1とし、同備考の3を同備考の2とし、同備考の4を同備考の3とし、同備考の5を同備考の4とし、同備考の6を削り、同備考の7中「累積」を「常用」に改め、同7を同備考の5とする。

様式第8号中

分類記号	文書番号	第 号	取扱区分	
保存区分				
公開・非公開区分	非公開(公開)とする部分・理由	部 分	理 由	
公開可能時期				

を

分類記号	文書番号	取扱区分	
保存区分	非公開(公開)とする部分・理由、公開可能時期		
公開・非公開区分			

に改める。

様式第9号中 「永() 10 5 3 1
1年未満 ・ 累積」を

「」に改める。

様式第16号の備考の2を削り、同備考の1を同備考とする。

様式第17号中

分類記号	書名 (補助分類名)
<input type="text"/>	<input type="text"/>

を

分類記号	書名(補助分類名)
<input type="text"/>	<input type="text"/>

に改め、同様式の備考を削る。

様式第18号中 「永() 10 5 3
1 ・ 累積」を

「」に改め、同様式の備考の2中「の「累積」を丸で囲み」を「に「常用」と記入し」に改める。

様式第19号を次のように改める。

様式第19号を次のように改める。

道係 治山第一係 治山第二係」を「治山林道係 治山係」に改め、同表の木曾地方事務所の項中「管理係 計画調査係」を「管理計画係」に改め、同表の松本地方事務所の項中「総務係」を「総務係 契約係」に改め、同表の長野地方事務所の項中「林道係 治山第一係 治山第二係」を「治山林道係 治山係」に改め、同表の県立病院の項を削り、同表中

「

上小農業改良普及センター

」を「

上小農業改良普及センター 及センター 北信農業改良普及センター

」に改め、同表の

諏訪農業改良普及センター 北信農業改良普及センターの項及び下伊那農業改良普及センターの項を次のように改める。

諏訪農業改良普及センター 木曾農業改良普及センター 北安曇農業改良普及センター		技術普及係 地域係
下伊那農業改良普及センター 長野農業改良普及センター		担い手・経営係 技術係 地域第一係 地域第二係 地域第三係

別表第4の木曾農業改良普及センター 北安曇農業改良普及センターの項及び長野農業改良普及センターの項を削り、同表の諏訪建設事務所の項中「整備第三係 災害復旧係」を「整備第三係」に改め、同表の佐久高速道事務所の項を削る。

行政改革課

長野県教育委員会訓令第7号

事 務 局
学校以外の教育機関

長野県教育委員会文書規程（昭和47年長野県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行します。

平成22年3月31日

長野県教育委員会

第2条中第21号を第22号とし、第10号から第20号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 文書主管課 教育総務課をいう。

第21条中「配達記録郵便物」を「特定記録郵便物」に改める。

第43条中「決裁」を「起案」に、「ものとする」を「ことができる」に改める。

第50条第5項中「文書管理システムにより」を削る。

第53条中「指定した」を削り、「文書管理システムに登録」を「指定」に改め、同条に次の1項を加える。

2 主管課長又は主務課長は、前項の規定により指定された文書庫の書架等の番号を文書管理システムに登録しなければならない。
別表第1の1中

「

組織規則の課によって分類する。	0の数字を用いる。
-----------------	-----------

」

を

「

長野県教育委員会事務局の係の名称及び分掌事務に関する規程（平成18年長野県教育委員会訓令第12号）の係（係を置かない場合は組織規則の課）によって分類する。	0から999までの数字を用いる。
---	------------------

」

に、「9までの数字（11以上36以下の分類を行う場合にあってはAからZまでのアルファベット、36を超える分類を行う場合にあってはaからzまでのアルファベット）」を「999までの数字」に改め、同表の2中

「

組織規則の機関によって分類する。	0の数字を用いる。
------------------	-----------

」

を

「

組織規則の課又は部（課又は部を置かない場合は組織規則の機関）によって分類する。	0から999までの数字を用いる。
---	------------------

」

に、「9までの数字（11以上36以下の分類を行う場合にあってはAからZまでのアルファベット、36を超える分類を行う場合にあってはaからzまでのアルファベット）」を「999までの数字」に改める。

別表第3の2の(2)中

長野県松川青年の家	松川青
長野県須坂青年の家	須青
長野県望月少年自然の家	望少
長野県阿南少年自然の家	阿少
長野県立歴史館	歴

を

「長野県立歴史館 | 歴 | に改める。」

様式第1号の備考の1を削り、同備考の2を同備考の1とし、同備考の3を同備考の2とし、同備考の4を同備考の3とし、同備考の5を同備考の4とし、同備考の6を削り、同備考の7中「累積」を「常用」に改め、同7を同備考の5とする。

様式第5号中「配達記録」を「特定記録」に改める。

様式第8号中

分類記号		文書番号	第 号	取扱区分	
保存区分					
公開・非公開区分		非公開（公開）とする部分・理由	部	分	理 由
公開可能時期					

を

分類記号		文書番号		取扱区分	
保存区分		非公開（公開）とする部分・理由、公開可能時期			
公開・非公開区分					

に改める。

様式第9号中

永（ ）10 5 3 1	を
1年未満	・ 累積

